

弊社が「配信権」を直接管理している楽曲の使用に関しまして

JASRACの「作品データベース検索サービス（J-WID）」<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>にて、弊社管理楽曲を検索していただいた結果、「配信」の欄に赤丸内に「×」が記載されている楽曲につきましては、弊社（株式会社ドワンゴ・ミュージックエンタテインメント）が「配信権」を管理させていただいております。このような楽曲（以下「当該楽曲」と記載）に関しまして、その使用方法について説明します。

「当該楽曲」は、楽曲制作者（ボカロP）の方より、

“インターネットを使用して、自由にセルフプロモーション活動を行いたい”

“他のクリエイターたちの創作活動を妨げたくない”

というご意見をいただき、それを実現させるために、JASRACに「配信権」を信託せずに、弊社にて直接管理させていただく方法を採用した楽曲です。

よって、「当該楽曲」に関しましては、下記の「無断でアップロードしてはいけない場合」を除き、「音楽著作権使用」に関しては（※1）弊社としては、下記「弊社が許諾をしている「当該楽曲」の使用方法」のような使用方法について許諾をさせていただいております。

また、同様に下記「無断でアップロードしてはいけない場合」を除き、「当該楽曲」の音源（※1）をアップロードされたサイトに対して、弊社から「音楽著作権」の使用に関して、「削除要求」や「使用料請求」などを行うことはありません。

【弊社が許諾をしている「当該楽曲」の使用方法】

1. 「当該楽曲」制作者ご本人がインターネットサイトに「当該楽曲」の音源（※1）をアップロードすることに対する音楽著作権の使用。（※2）
2. 上記1もしくは、下記「無断でアップロードしてはいけない場合」には当てはまらない方法でインターネットにアップされている音源（※1）を第三者がダウンロードし、新たにボーカルパートなどを加えるなどした二次創作音源（※1）をインターネットサイトにアップロードすることに対する音楽著作権の使用。（※3）

※1：あくまでも弊社が管理し、ここで許諾をしているのは「音楽著作権」であり「音源の権利＝原盤権」ではありません。他者が権利を持つ「原盤＝音源」をアップロードなどされる場合は、必ず、その音源の「原盤の送信可能化権」をお持ちの方からの許諾を取ってくだ

さい。「原盤＝音源」の「送信可能化権」はその音源を制作（演奏・歌唱など）した方、もしくは、その方から当該権利を譲渡された方が管理しています。

※2：インターネットにアップロードする場合には、「当該楽曲」が特定できるよう、その名称、および、著作者名称を明確にできるようにしてください。

※3：「当該楽曲」にボーカルなどを入れた二次著作物をインターネットにアップする場合は、その元になった現著作物＝「当該楽曲」の名称および著作者を明確にできるようにしてください。

【「当該楽曲」を「無断でアップロードしてはいけない場合】

- A. 「当該楽曲」及び「当該楽曲を使用した音源」を有償（※4）にて販売するサイトへのアップロード。
- B. 公序良俗に違反するサイトへのアップロード。

これ以外にも、その楽曲および楽曲制作者の名誉を傷つけると弊社もしくは楽曲制作者が判断した二次創作物のアップロードについては、配信停止などの連絡をさせていただきます。

※4：有償配信とは、必ずしも個別課金だけを含むわけではなく、ポイント制などのその他の課金方法も含まれます。

また、上記の内容に関しましては、今後も楽曲制作者の方々との協議により、随時変更していく可能性がありますのでご了承ください。

尚、弊社が出版社として管理させていただいている楽曲で、JASRACに「録音権」を信託していない楽曲に関しまして、CDでの使用、ゲームでの使用などをご希望の場合、もしくは他の使用に関するお問い合わせは、下記までお願い申し上げます。



株式会社ドワンゴ・ミュージックエンタテインメント

音楽出版担当メーリングリスト：publishing_dmg-ext@d-me.co.jp

以上